

## 公益財団法人栃木県農業振興公社農地中間管理事業規程

### (事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人栃木県農業振興公社は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により指定を受けた農地中間管理機構（以下「機構」という。）として、法第3条に基づき栃木県が作成した農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

### (事業実施に当たっての連携、協力及び推進)

第2条 機構が農地中間管理事業を行うに当たっては、県、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、県農業委員会ネットワーク機構、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、県土地改良事業団体連合会その他農業に関する県内の団体等、株式会社日本政策金融公庫等と十分連携及び協力して行うものとする。

#### 2 市町村、農業委員会、農業協同組合等と一体となった推進

- 一 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、当該人・農地プランを核とし一体的に業務を推進するものとする。
- 二 機構は、地域における窓口業務を全ての市町村にその同意を得て委託するものとするほか、必要に応じて、市町村農業公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても委託することができるものとする。
- 三 機構は、原則として全ての市町村又は市町村が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。

### (重点的に実施する区域)

第3条 人・農地プランが実質化または、実質化に向けた工程表が作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農用地の在り方が議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

なお、上記以外の区域においても、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

### (農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 機構が、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。

以下同じ。) を取得する農用地等の基準は、次に掲げるものとする

- 一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等を含まないこと。ただし、遊休農地であっても、遊休化の解消が図られ、借受希望者（以下「受け手」という。）への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について検討するものとする。
  - 二 当該区域における借受けを希望する者の募集に関して、募集に応募した者の数、その応募の内容その他区域の事情を考慮して、当該区域に受け手が確認できること。
  - 三 その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。
- 2 前項各号の具体的な内容については、必要に応じて別途定める。

(借受けを希望する者の募集の方法等)

第5条 機構は、市町村の区域又は人・農地プランの作成区域等ごとに、借受けを希望する者を募集するものとする。

- 2 募集は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。
- 3 機構は、第1項の募集に応募した者に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(農地中間管理権の取得の方法)

第6条 機構が、農地中間管理権を取得する方法は、人・農地プランを原則とし、農用地等の所有者（以下「出し手」という。）からの申出に応じて協議を行うほか、必要があると認められる場合は、機構が出し手に対し協議を申し入れるものとする。

- 2 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われる可能性があることについて、出し手に対し書面により説明を行うものとする。
- 3 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則10年以上とする。ただし、出し手が希望する場合には、協議により5年の借受けとすることができる。
- 4 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、農業委員会から機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられ、受け手への貸付けが見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地所有者に対して必要な措置を促すものとする。

(貸付先の決定方法)

第7条 機構は、農用地等の貸付け先を決定するに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

- 一 農用地等の受け手の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
  - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
  - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
  - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、受け手のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 担い手への農地集積・集約化等の観点から、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、以下の優先順位を前提として、貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 一 人・農地プランに位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実で、地域の話合いで農地利用調整の協議が整った者。
  - 二 人・農地プランに位置付けられていて、当該地域内に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者。
  - 三 人・農地プランに位置付けられていて、当該地域内で農業経営を行う者。
  - 四 上記以外の場合は、その都度検討の上判断する。
- 3 前項の各号に掲げる全ての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して定めるものとする。
- 一 貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。
  - 二 農用地の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。
  - 三 基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）において育成しようとする農業経営を行おうとすること。
  - 四 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。

（農用地等の貸付け）

- 第8条 機構が農地中間管理権を取得した農用地等は、農用地利用配分計画や、賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意によって、受け手に貸し付けるものとする。
- 2 市町村が集積計画一括方式を行おうとする場合、機構は、市町村段階において農用地利用集積計画への同意が円滑に図られるよう、必要に応じて事前の話合いの段階から参加するものとする。
  - 3 貸付期間については、原則として10年とするが、当該農地について、機構が有する中間管理権の設定期間を超えることはできない。また、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるものとする。
  - 4 機構は、知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の

意見を聴くものとする。

- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われる可能性があることについて、受け手に対し書面により説明を行うものとする。

(滞留防止)

第9条 機構は、日頃から受け手の発掘に努め、農地中間管理権を取得した農用地等について、貸付けが行われず機構に滞留する期間が極力短くなるように努めるものとする。

(借賃及び貸賃)

第10条 機構が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合の借賃及び貸し付ける場合の貸賃は、次のとおりとする。

- 一 農地については、農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額。
- 二 その他の土地については、土地の種類ごとに近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額。

(契約等の解除)

第11条 機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る貸賃借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- 一 農地中間管理権の取得後、原則として1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第12条 機構は、農業委員会や地域住民から貸付けた農用地等が適正に利用されていない等の通知や情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるとともに、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第13条 機構は、当該農用地等が出し手から機構に10年以上の期間で貸付けが予定され

ており、当該農用地等の具体的な貸付先の方法がついている場合であって、かつ受け手が利用条件改善を希望する場合には、機構・出し手・受け手が協議し、その必要性を明確にした上で実施するものとする。

(相談等に応ずるための体制)

第14条 農地中間管理事業を行うに当たっては、機構内に相談等に応ずる窓口を設置するとともに、業務の委託により、市町村等にも相談等に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図る。

(業務の委託)

第15条 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作、窓口業務（出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、受け手との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、出し手及び受け手に対する機構関連事業が行われる可能性があることの説明等、利用条件改善業務の実施、賃料の収受・支払、データ管理、広報等）については、「農地中間管理事業業務委託実施要領」を定め、市町村、市町村農業公社、県農業会議、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、県土地改良事業連合会、民間企業、農業者等に委託するものとする。

2 業務委託にあたっては、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定した者の中から委託先を選定するものとする。

(農用地利用改善事業との連携)

第16条 農用地利用改善団体が、実施区域内の農用地について、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨の農用地利用規程を定めようとする場合、機構は、市町村等と連携し事前の話し合いから参加するものとする。

2 機構は、農地中間管理権の取得について、本規程に即し調整を図った上で適当と認めた時には、当該農用地利用規程に同意をするものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成26年3月24日から適用する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成29年9月25日から適用する。

附則

この規程は、令和元（2019）年11月1日から適用する。